

かいりゅうば

Vol.144

令和5年10月
国土交通省
東北地方整備局
仙台河川国道事務所
仙台南部流域治水出張所
岩沼市館下一丁目2-9
TEL 0223-22-2801

10月13日

若手職員による現場勉強会



▲施工の説明を受ける様子



▲養浜工の見学の様子



▲消波ブロック据付見学の様子



消波ブロック(16t型)



200tのクローラークレーンを使って消波ブロックを設置するんだよ!



カイガンマン



仙台河川国道事務所では若手職員のスキル向上や各事業の進捗状況を学ぶことを目的とした「若手技術職員育成プログラム」を実施し、今回は、仙台南部海岸事業について現地確認をしながらの勉強会を行いました。

はじめに仙台南部海岸事業の「目的」と「概要」説明を行った後に砂浜の侵食が最も著しい、山元海岸中浜工区の現状と工事状況の見学を行いました。

S4号ヘッドランドの現場では、侵食された海岸に人工的に砂を供給し侵食防止対策を行っている養浜工の状況を見学し、S1号ヘッドランドの現場ではクローラークレーンを使用した、消波ブロック据付の施工を見学しました。



▲ヘッドランド整備工事の見学の様子

11月5日は
津波防災の日

11月5日は津波防災の日です



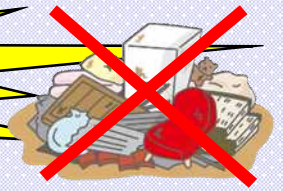
◇地震・津波の際は逃げましょう!

◇高波や津波時は海岸に近づかないようにし、自身の身を守りましょう!

STOP



不法投棄は犯罪です！！



炊飯器

▲蒲崎海岸 (R5.5.16撮影)



ペットボトルなど生活ごみ

▲蒲崎海岸 (R5.5.16撮影)



コンクリート碎石

▲山元海岸 (R5.8.12撮影)



建築廃材

▲蒲崎海岸 (R5.9.12撮影)

仙台湾南部海岸（山元海岸、蒲崎海岸）では悪質な不法投棄が多数みられます。

海岸法では、海岸を汚染する行為として不法投棄を禁止しています。

上記の写真は、今年度になってから人為的に捨てられたと思われる ごみ で、すべて処罰の対象となり違反した場合、懲役刑又は罰金刑に科されることがあります。

海岸はみんなの財産です。きれいな景観を守っていくためにも大切に使用し、小さなごみでも持ち帰るようにしましょう。



STOP不法投棄

＜ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ＞

廃棄物処理法（第16条）

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」

⚠ 不法投棄は5年以下の懲役
もしくは一千万円以下の罰金
⚠ 法人は併せて三億円以下の罰金刑
が科されます！！



不法投棄は絶対にやめようね！
不法投棄の行為をみかけたら
警察110番へ通報してください！！